

八ッ場ダム周辺地域観光 PR 業務 企画提案要領

1 業務名称

八ッ場ダム周辺地域観光 PR 業務

2 業務目的

八ッ場ダム周辺地域の認知度を向上させ、観光来訪への動機づけ及び観光振興の推進を図ることを目的とする。

3 業務内容

別紙仕様書のとおり。

4 予算限度額

5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

- ・ 応募に要する経費は含まず、提案者の負担となります。
- ・ 採用された事業者に対しては、採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積りをお願いします。

5 応募資格

次の条件のすべてを満たしていることとします。

- ・ 委託契約における受託者として契約責任を果たす能力を持ち、財政的健全性を有していること。
- ・ 事業執行にあたり、経理処理や事業遂行、その報告等を適切に行う事務管理能力を有しており、そのための体制が整備されていること。
- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- ・ 国税及び地方税等を滞納している者でないこと。
- ・ 破産宣告を受け復権していない者でないこと。
- ・ 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと。
- ・ 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと。
- ・ 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

6 スケジュール

(1) 募集開始

令和6年4月10日（水）

(2) 参加申込期限

令和6年4月17日（水）17時必着

- (3) 質問受付期限
令和6年4月24日(水) 17時必着
- (4) 質問への回答
令和6年5月2日(木)
- (5) 企画提案書提出期限
令和6年5月10日(金) 17時必着
- (6) 書面審査
令和6年5月13日(月)～5月17日(金)
- (7) 委託事業者決定・通知
令和6年5月20日(月) ※予定
- (8) 契約締結
令和6年5月下旬

7 参加申込

企画提案への参加を希望する事業者は、参加申込書を提出して下さい。

- ・ 受付期限 令和6年4月17日(水) 17時必着
- ・ 様 式 様式1による。
- ・ 申込方法 電子メールによる。
※件名に業務名称を明記してください。
※電子メールにより参加申込書を提出した後は以下まで必ず連絡願います。(電話：0279-68-5511)
- ・ 提出先 12問い合わせ先に同じ。

8 質問受付

企画提案書の作成にあたり、疑義がある場合は質問を受け付けます。

- ・ 受付期限 令和6年4月24日(水) 17時必着
- ・ 様 式 様式2による。
- ・ 申込方法 電子メールによる。
※件名に業務名称を明記してください。
※電子メールにより質問を提出した後は以下まで必ず連絡願います。(電話：0279-68-5511)
- ・ 提出先 12問い合わせ先に同じ。
- ・ その他 質問に対する回答は、令和6年5月2日(木)に県ホームページに掲載します。

9 企画提案書の提出

次のとおり書類を提出してください。

- (1) 提出書類
 - ・ 企画提案書表紙(様式3)
 - ・ 企画提案書本体(様式任意：A4版)
 - ・ 業務実施体制表(様式4)

- ・ 委託費用見積書（様式任意：A4判）
 - ※ 宛先は、「八ッ場ダム水源地域対策事務所長 ○○ ○○」とし、内訳には各経費の単価、消費税及び地方消費税を明記すること。
 - ※ 見積額が上記4 予算限度額を超えた場合は、失格とする。
 - ・ 会社概要パンフレット等事業者の概要が分かる資料
 - ・ 暴力団排除に関する誓約書（様式5）（※注）
 - ・ 法人登記簿謄本（※注）
 - ※ 3か月以内に発行されたもの（コピー可）
 - ・ 決算書（※注）
 - ※ 直近のもの1期分（半期決算の場合は2期分）
 - ・ 課税（免税）事業者届出書（様式6）
- ※ 県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。
- ※ 「令和6年度物品等契約資格者名簿」搭載者は、（※注）のついた資料提出不要です。
- ※ 企画提案書は、各審査項目を考慮し審査を行いやすい構成としてください。

（2）提出方法

電子メールによる。（1回の最大添付ファイル容量7MBまでとします。カラー・白黒は問いません。zipファイルは受取不可です。）

※ 7MBを超える場合は、メールを複数回に分けてお送りください。

（3）提出期限

令和6年5月10日（金）17時必着

（4）提出先

12問い合わせ先と同じ

（5）提出書類の取扱い

- ・ 提出された一切の書類は、この募集に関する事務以外の目的で使用しません。
- ・ 提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成することがあります。

（6）その他注意事項

- ・ 提出期限後の事業者の都合による追加書類の提出、再提出及び差し替えは、一切認めません。
- ・ 事業者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがあります。また、これにより県が損害を被った場合には、賠償を請求することがあります。
- ・ 提出後に辞退する場合には、速やかに御連絡をいただくとともに、その旨書面にて提出をお願いします。
- ・ このプロポーザルの参加に係る手続、提出書類等で使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とします。

10 審査

（1）審査方法

提出された書類をもとに書面により審査を行います。

（2）審査基準

- ア 目的理解（事業の趣旨及び仕様書の目的理解）
- イ 実現可能性（具体的で実現可能な提案、適切で効果的な内容）
- ウ 広告配信（適切な媒体選択及び効果的な運用方法の提案）
- エ 効果測定（適切かつ明確な効果測定方法の提案）
- オ 事業実績（本業務と同種・類似業務の実績）
- カ 実施体制（業務遂行能力、体制の確保）
- キ 積算に関すること（積算項目、見積金額の妥当性）

(3) 審査結果の通知

- ・ 全応募者に対し書面で行います。
- ・ 通知日 令和6年5月20日（月）※予定

1.1 契約

(1) 契約期間

契約締結日から令和6年12月13日まで

(2) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(3) 契約要件

- ・ 企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、発注者との協議の上決定します。
- ・ 優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合があります。
- ・ 委託業務内に作成された成果物等に関する全ての権利は、原則群馬県に帰属します。
- ・ 受託者が、契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約を解除することがあります。この場合において、受託者の損害を補償することはいたしません。
- ・ 要領に定めのない事項、又はこの要領の事項について疑義が生じた場合には、必要に応じて関係者と協議の上定めるものとします。

1.2 問い合わせ先

群馬県県土整備部八ッ場ダム水源地域対策事務所 呉本

(住所) 〒377-0801 東吾妻町原町 5142

(電話) 0279-68-5511

(FAX) 0279-68-5525

(E-mail) yanba@pref.gunma.lg.jp